

# 令和8年度さとうきびスマート農業技術体系モデル検証事業 企画提案公募要領

沖縄県では、令和8年度さとうきびスマート農業技術体系モデル検証事業の企画提案公募を行います。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

なお、本公募は、令和8年度県当初予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立及び交付決定の後に効力を生じる事業です。したがって、県議会において当初予算案の否決又は変更があった場合、国交付金の交付決定がなされなかった、もしくは国の交付決定額に変更があった場合は、契約の一部または全部を締結しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 業務名

令和8年度さとうきびスマート農業技術体系モデル検証事業委託業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

## 3 業務の目的

本県のさとうきびは、基幹作物として農家経済・地域経済を支えるとともに、関連産業への経済波及効果が大きく、特に離島地域における雇用機会を創出し、国民の食生活に欠かせない砂糖の原料として重要な役割を果たしている。

また、生産振興を巡る高齢化や担い手の不足等の厳しい状況の下で、生産性を持続的・安定的に維持し、次代の担い手とその意欲と能力を存分に発揮できる環境を創出していくためには、さとうきびの機械利用においても、省力化・効率化や精密化・情報化などの視点からその変革を図っていくことが重要となる。

その一方で、先進技術を活用するスマート農業の技術進歩は途切れなく、機械化一貫体系の変革に農業機械作業従事者等が対応していくには、活用能力の高度化・利用技術の平準化等、当該技術の利活用を伴走支援することが可能な技能レベルの高い人材を継続的・安定的に育成・確保していく必要がある。

このことから、県内の農業機械作業従事者の高度化に資するため、当該技術の現状と課題、技術動向と利用普及に関する基礎知識、最新技術を活用した農作業に関する基本操作を習得する講座を実施することにより、将来的に先進技術の活用を担うモデル的人材を養成し、農業機械化の進展に伴う地域全体の機械利用技能の高位平準化と安定的な生産供給体制の確立を目指すことを支援する。

## 4 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(※)の各号の規定に該当しないこと。共同事業体(以下、「コンソーシアム」という。)の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(※) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合は除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本県における糖業及び製糖業、関連産業振興に関する基本的な知識があり、沖縄県や官公庁等行政機関で本企画提案と類似の提案における受託実績を有していること。
- (4) 別添企画提案仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (5) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店(営業所等含む)を設置していること。コンソーシアムで本業務を実施する場合にも、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、正副担当者を各1名以上、コンソーシアムにあっては幹事社に正副各1名以上、その他においては1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれていること。
- (7) コンソーシアムの要件は以下のとおりとする。
  - ア コンソーシアムを代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ コンソーシアムの構成員の全てが上記参加資格要件(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
  - ウ コンソーシアムの構成員のいずれかが上記参加資格要件(3)の要件を満たす者であること。
  - エ コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - オ コンソーシアムを代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

## 5 企画提案の内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

## 6 応募方法等

### (1) 質問書の提出

- ① 質問期限：2026年3月9日(月) 13時まで
- ② 質問書：【様式9】
- ③ 質問方法：15の問合せ先に電子メールにより提出すること。
- ④ 質問回答：質問が提出された場合は、3月11日(水)から本ページにて回答を掲載する。

### (2) 参加申込書の提出

- ① 申込期限：2026年3月16日(月) 13時まで
- ② 提出書類：企画提案参加申込書【様式1】
- ③ 提出方法：15の問合せ先に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。  
※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。  
※コンソーシアムでの申込の場合、代表事業者が申込を行うこと。

### (3) 企画提案書等の提出

- ①提出期限：2026年3月18日(水) 13時まで
- ②提出書類：企画提案応募申請書等の提出書類一式【様式2～8及び参考資料】
- ③提出方法：持参又は郵送により提出すること。  
※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に必着とする。  
※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

## 7 提出書類

- (1) 企画提案参加申込書 …… 【様式1】
- (2) 企画提案応募申請書 …… 【様式2】
- (3) 会社概要書 …… 【様式3】
- (4) 実績書 …… 【様式4】
- (5) 企画提案書 …… 【様式5】
- (6) 積算書 …… 【様式6】
- (7) 誓約書 …… 【様式7】
- (8) コンソーシアム協定書(参考) 【様式8】
- (9) 質問書 …… 【様式9】
- (10) 参考資料(必要に応じて追加を求められることがある。)

※コンソーシアムの場合は、構成員ごとに会社概要書【様式3】、実績書【様式4】を作成するとともに、コンソーシアム協定書【様式8】を必ず添付すること。

※会社概要書【様式3】には直近2期分の決算書(写し)を添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分を添付すること。

### (11) その他

※(2)～(10)の提出部数については、原本1部、副本6部(原本写し)の計7部を提出すること。

※コンソーシアムの場合の提出書類は、様式毎に構成員分をまとめて綴ること。

## 8 企画提案書等の体裁

企画提案書【様式5】は、原則として、A4判、縦方向、左綴りとし、必ずページ番号を付すこと。

なお、書式や枚数は自由とするが、提案内容は簡潔・明瞭な記載に努めること。

## 9 審査の方法等

- (1) 応募事業者数が3社以上あった場合、農林水産部糖業農産課において一次審査(資格要件及び書類審査)を行い、上位3社を決定した上で、二次審査(プレゼンテーション審査又は書面審査)を行う。応募が3社以下の場合は、応募資格要件の適合を確認した上で、一次審査は実施せず、適格者全てを二次審査の対象とする。
- (2) 二次審査は、農林水産部糖業農産課が設置する企画提案審査会において、各応募者のプレゼンテーションを次項の評価基準に基づき評価・採点し、総合得点の高い順に当該業務の企画提案採択順位を決定する。

※審査対象が1社のみ場合は、プレゼンテーション審査に代えて書面審査を実施する場合があります。審査方法については、第2次審査対象者へ連絡します。

- (3) 前項による応募者の審査結果については、後日、速やかに書面にて通知を行う。  
なお、順位が1位となった者については、翌々日までに電話にて事前に連絡する。
- (4) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において閲覧による公表を行う。  
公表を行う事項は以下の通りとする。  
ア 最優秀提案者とその評価点  
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載  
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載  
エ その他
- (5) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

#### 10 二次審査（プレゼンテーション審査） ※予定

- (1) 日時：令和8年3月27日（金）  
(2) 場所：沖縄県庁内会議室  
(3) 提出した企画提案書に基づき説明すること。  
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。  
※ノートパソコン及び液晶プロジェクターの利用を可能とする。  
(4) 審査会場への入場者は2名以内とし、各々25分間（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）以内で審査を行う。  
(5) プレゼンテーションを行う応募者の各時間帯等については、別途書面通知を行う。なお、開催日の変更があった場合も同様に行う。

#### 11 評価基準

- (1) 基本項目  
ア 本県における糖業及び製糖業、関連産業振興について、現状や課題を的確に理解し、さとうきび関連の農業機械の効率の活用に係る基本認識やノウハウを有しているか。  
イ 農業経営コンサル及びスマート農業に係るノウハウや専門的技術を有しているか。
- (2) 企画提案書の内容  
ア 事業目的の理解度  
・本事業の目的に的確に対応した提案になっているか。  
イ 提案内容の優良性  
・提案内容は、業務項目に応じて、明確性、具体性、妥当性、実現性を伴っているか。また、事業成果の発展性を有しているか。  
ウ 事業実施計画の妥当性  
・実施スケジュール、実施手順及び手法は具体的かつ適切に示されているか。
- (3) 業務遂行体制・業務実績の評価  
ア 業務を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。  
イ 類似業務等の実務実績は十分か。
- (4) 見積書  
ア 見積書は正確かつ透明性があり、経済的合理性が高いか。  
イ 本業務を適切かつ効果的に実施するための適正な積算内容となっているか。

【評価基準に関する特記事項】

- ① 提案者が、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。
- ② 提案者が、国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。

1.2 スケジュール ※予定

令和8年3月 2日（月）	公募開始
3月 9日（月）	質問締切
3月11日（水）	質問回答
3月16日（月）	参加申込締切
3月18日（水）	企画提案書締切
3月23日（月）	一次審査結果通知
3月下旬	二次審査（プレゼンテーション審査又は書面審査）
4月上旬	二次審査結果通知（採択予定者通知）
4月上旬	契約協議

1.3 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合
  - ウ 本公募要領に違反すると認められる場合
  - エ 担当者があらかじめ指示した事項に対応しなかった場合
  - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査結果は、契約を保証するものではない。
- (4) 契約締結は、企画提案審査委員会で最高順位の候補者に対して誘因を行うが、当該候補者との協議が整わなかった場合には、次点候補者と協議を行うものとする。
- (5) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (6) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等審査に関する問合せには一切応じない。
- (7) 1事業者（コンソーシアム）が提出できる提案書は、1件とする。
- (8) その他の詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

1.4 委託候補者決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第3号に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県に書面による事前の承認を得た場合は、この限りではない。

- (3) 業務の実施にあたっては、随時、県と実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案した内容全ての実施を保証するものではない。

○沖縄県財務規則

昭和47年5月15日規則第12号

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 15 お問合せ先、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 糖業農産課さとうきび班(担当:比嘉(ひが))

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁行政棟9階)

電話番号:098-866-2275、FAX:098-866-6339

Eメール:[aa044008@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa044008@pref.okinawa.lg.jp)